

# 災害応急対策移動施設の道路の占用について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

Q 災害応急対策移動施設とは何ですか。

A 防災拠点自動車駐車場に指定されていない自動車駐車場内に設ける施設等のうち、災害時において住民等に対する物資の供給の用に供することができる食事施設、購買施設その他これらに類する施設（以下「食事施設等」という。）や災害応急対策の的確かつ円滑な実施のために必要であると認められる備蓄倉庫、非常用電気等供給施設、その他これらに類する施設（以下「備蓄倉庫等」という。）であって、自動車駐車場をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもので、災害が発生した場合に防災拠点自動車駐車場等へ移動させることができるものをいいます。

災害応急対策移動施設は、令和7年道路法改正により、当該施設の占用の許可にあたっては無余地性の基準の適用を除外することとしており、このような制度が令和7年10月1日より施行されております。

Q 無余地性の基準とは何ですか。

A 道路の占用許可にあたっての基準であり、道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものに限り占用を許可することができるというものです。災害応急対策移動施設の占用に際しては当該基準の適用が除外されることとなります。

Q 災害応急対策施設等とは具体的に何ですか。

A 防災拠点自動車駐車場内に設けられる次のような施設をいいます。

- ① 広告塔、通信設備、街灯その他これらに類する工作物又は看板であって、災害時において住民等に対する災害情報の伝達の用に供することができるもの（防災情報を提供する案内表示板やデジタルサイン等のほか、災害時においても利用可能な無線基地局等）
- ② 災害時において住民等に対する物資又は電力の供給の用に供することができる次のようなもの
  - ・ ベンチその他これに類する工作物であって、物資の保管その他災害応急対策の実施に資する機能を併せ有するもの（物資を補完する機能や災害時における調理台としての機能を有するベンチ等）
  - ・ 貯水槽その他これに類する施設（地下におけるタンク貯蔵所、防火用水槽等）
  - ・ 太陽光発電設備及び風力発電設備
  - ・ 食事施設等（防災拠点自動車駐車場における避難所の住民等に対する炊き出しや物品提供等に協力することが予定されているレストラン、売店等）
- ③ 備蓄倉庫等で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のために必要であると認められるもの（災害時に備えて食糧、医薬品等を保管する備蓄倉庫、災害時における電気供給を目的として設置される発動発電機、負傷者の救護活動を行うための医療用コンテナ等）（以下「備蓄倉庫等」という。）

Q 上記①～③の施設で、防災拠点自動車駐車場に指定されていない自動車駐車場内に設けられるものは、すべて災害応急対策移動施設となるのでしょうか。

A 自動車駐車場をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められないものや、災害が発生した場合に防災拠点自動車駐車場等へ移動させることができないものは、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のために必要であるとは認められず、これらを自動車駐車場に設けようとする場合は災害応急対策移動施設とはなりません。

Q 災害応急対策移動施設として具体的に想定される施設は何でしょうか。

A 災害時に迅速に移動して被災地支援に活用できるものとして、例えば、トイレ、ランドリー、キッチン、ホテル、風呂、シャワー、物販用店舗といった機能を搭載したコンテナなどが考えられます。

Q 災害応急対策移動施設の設置と駐車との違いは何でしょうか。

A 駐車とは、車両が客待ち等の理由により継続的に停止するなど、道路交通の一態様として道路上に留まる一定の行為を指すものであり、道路の本来目的に沿った一般使用行為であるため、駐車にあたって道路の占用の許可を受ける必要はありません。

他方で、災害応急対策移動施設の平時の道の駅の駐車場等への設置は、道路上で物資を備蓄・販売し、又は利用者が生活行為の一部を行う、道路交通とは異なる道路の特別使用行為であり、道路の占用の許可を受ける必要があります。

Q 占用許可にあたって、災害応急対策移動施設であることをどのように確認するのでしょうか。

A 災害応急対策移動施設の占用の許可を行うに当たっては、災害時の当該災害応急対策移動施設の派遣に関する事項（対象とする災害、地域、当該施設を用いて実施される活動等）を内容とした道路管理者、占用希望者、関係地方公共団体等の合意文書等を申請書に添付することによって、当該災害応急対策移動施設が災害時における防災拠点自動車駐車場等への移動を行う機能や災害応急対策に資する機能を有すること、占用希望者が当該移動や活動を実施する意思を有することについて確認することとしております。